

# 台風が接近しています

## 教室・レッスン室使用の取扱い

台風接近により、警報が発令された場合の教室・レッスン室等使用の取扱いを次のとおりとします。

京都府に**特別警報**（大雨，暴風）

または

京都府南部（京都・亀岡地域）に**暴風警報**  
が発令された場合

- ① 教室等使用はできません。建物は施錠します。安全のため、速やかに帰宅してください。
- ② 夜間に警報が解除された場合も、翌朝までは使用できません。

※警報発令の有無については、TVニュース、インターネット等を各自で確認すること。学生個々の問い合わせに応じることにはできません。

※建物の周りに置いてあるものがあれば、強風に備えて中に入れるなどの対策を講じてください。教室・レッスン室等の窓も必ず閉めてください。